

## 【救急法講習を事業所等の施設内で行う場合の衛生管理のお願い】

通年消防署及び出張所職員が行う心肺蘇生法(CPR 及び AED)や応急手当法は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大とその対策に伴い、事業所等の施設内で行う場合においては次のとおり関係者をお願いをしておりますのでご協力ください(消防署を会場にする場合は下記のお願いに準ずる他、消防側の指示に従ってください)。

### [症状のある方の入場制限について]

- (1) 会場には感染防止のための入場者の整理をしてください(密にならないように対応し、息苦しさ、倦怠感、味覚障害、発熱や咳・咽頭痛などの比較的軽い風邪の症状等がある者の入場制限を含みます)
- (2) 体温計などで特定して発熱ある方の入場を制限してください。
- (3) 万が一感染が発生した場合に備え、受講者等の名簿(連絡先など)を適正に管理してください(個人情報の取扱には十分注意してください)。

### [感染対策について]

- (1) 受講人数は、講習を行う部屋に集まった状態で身体的な距離が十分に確保できる人数に制限してください(訓練用人形等の距離も含みます)。また、事前に講習を行う部屋の大きさを示していただき、受講可能な人数について確認願います。
- (2) 心肺蘇生法講習では、訓練用人形の使用においても人工呼吸の訓練はせず、胸骨圧迫のみの訓練とします。また、一度の講習会では1人に対して1つの訓練人形を使用することを基本とします。AED トレーナーについては、手袋の使用または都度の消毒等「感染防止策が確保できる状況下」において複数の者の使用を可能とします(1台に2名までを基本)。そのため、会場と人数によっては一部の方が人形、AED トレーナーに触らずに見学となる場合があることをご承知おきください。
- (3) 訓練用人形は職員が消毒を行ったものを持参しますが、受講者は訓練前後に石鹸と流水で手を洗うことや、使い捨て手袋を使用する等の感染防止策を行ってください。また、手指の消毒設備(60%以上のアルコール消毒液等を推奨)の設置がされていることが必要です(消防署では消毒設備は準備できません)。
- (4) 受講者は会場内での常時マスク着用を基本としてください(従業員及び入場者に対する周知をお願いします)。
- (5) 受講中は2つの窓を同時に開けるなど、施設内の換気をしてください(換気のできない場所での救急法講習は行いません)。

### [ゴミの廃棄について]

- (1) 唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛って廃棄してください。
- (2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用してください。
- (3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗ってください。

[その他]

- (1) 高齢者や持病のあるような方は感染した場合の重症化リスクが高いことから、救急法講習受講側では、より慎重で徹底した対応を検討してください(福祉施設など高齢者が利用している事業所は特に注意してください)。
- (2) 地域の生活圏において、受講日までにその中での感染拡大の可能性が報告された場合には実施の可否について再検討しますので、速やかに連絡をお願いします(これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要です)。
- (3) なお、心肺蘇生法については、インターネットでも e-ラーニングなどでの動画による講習が可能ですので、積極的なご利用を推奨しています。

資格取得コースにおいて e-ラーニング受講により、受講時間の短縮が可能です。下記【総務省消防庁一般市民向け応急手当 Web 講習】を受講後、1時間の実技講習(※受講者数による最大短縮)を行うと普通救命講習 I の修了証を発行いたします。

【総務省消防庁 一般市民向け応急手当 Web 講習】

[www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/](http://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/)



※上記の動画では新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加の対応が入っていないため、別添資料による変更点に留意してください。

## 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた 市民による救急蘇生法について(指針)

### 1. 基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気)を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施する。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施する。

※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高い。

### 2. 救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」における「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

- 「2)反応を確認する」、「4)呼吸を観察する」

確認や観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。

- 「5)胸骨圧迫を行う」

エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。

- 「6)胸骨圧迫 30回と人工呼吸2回の組み合わせ」

成人に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。

子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する(「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」P28～29参照)。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。

○ 心肺蘇生の実施の後

救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましい。

※上記手順に記載のない点は、従来どおりの一次救命処置を実施する。

「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」の P18～「V 一次救命処置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

※本指針は、新型コロナウイルス感染症に関する新たに知見や感染の広がり状況などによって変更する場合がある。

作成：一般財団法人日本救急医療財団  
心肺蘇生法委員会